教育委員会会議 定例会 令和6年6月12日

# 提出議案綴

山梨県教育委員会

# 1 議 案

第 13 号 県議会に提出する予定案件について

第 14 号 県議会に提出する予定案件について

第 15 号 県議会に提出する予定案件について

第 16 号 山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について

#### 2 報 告 事 項

なし

## 3 その他報告

なし

# 議案第 13 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

## 議案第 14 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

# 議案第 15 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

#### 議案第 16 号

山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)及び山梨県いじめ防止対策推進法施行条例(平成26年山梨県条例第21号)により、山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員を別紙のとおり委嘱又は任命する。

#### 提案理由

山梨県いじめ防止対策推進法施行条例の下に設置された山梨県立学校いじめ問題対策 委員会において、任期満了に伴い新たに委員を委嘱又は任命する必要がある。

件名	山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について
	○ 「いじめ防止対策推進法(以下 推進法)」(H25.9施行)を踏まえた「山梨県いじめ防止対策推進法施行条例」(H26.3制定)に基づき、「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」を設置。
	<ul><li>※「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」の概要</li><li>① 委員の要件:</li><li>・学識経験のある者及び関係行政機関の職員</li></ul>
経 緯	② 職務: ・推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、いじめの防止等のための対策について調査審議する。 ・また、同法第28条第1項の規定により、県立学校の設置者の下に設ける組織を兼ね、県立学校で重大事態が発生した場合には、この組織を調査組織とする。
	<ul><li>③ その他</li><li>・任期:2年</li><li>・委員の定数:20人以内</li><li>・服務:守秘義務</li></ul>
	○ 当該委員会は平成26年度以降年間3回開催し、県立学校のいじめ実態調 査結果等をもとに対応を協議。
	○ 令和6年度末に任期が満了していることから、早急に新たな委員を委嘱・ 任命する必要がある。
対応	○ 委員は、別添の名簿のとおりとしたい。(14名) (委員の公募は行わず、基本的には充て職により選任)
	○ 任期については、教育委員会の議決日から2年間としたい。